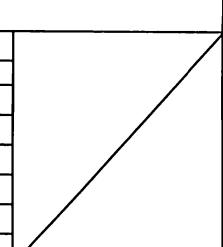


## 事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	東京都港区台場二丁目3番3号 京都府長岡市調子3丁目1番1号				
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	サントリー酒類株式会社 代表取締役社長 相場 康則 サントリー酒類株式会社 京都ビール工場 代理人 工場長 尾野 健一				
事業者の中たる業種	ビール製造業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年 4月～平成23年 3月				
基本方針	環境への影響を把握し評価し技術的、経済的に可能な範囲で環境目的・目標を定めて、定期的に見直すと共に環境保全活動のシステムと環境パフォーマンスの継続的な向上を図る。				
推進体制	京都ビール工場が主体となり、地球温暖化対策の実施計画の策定、進捗管理をおこなう。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001			
	適用範囲	京都ビール工場内			
	取得年月日	2001年8月29日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20～22年	工場	省エネ活動を推進し、CO2排出量を1.0%/年以上削減を進める。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分		基準年度（実績） (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度（計画） (22)年度 (二酸化炭素換算)	
	A 事業所等排出区分		28,044 t	27,203 t	
	B 輸送車両排出区分		t	t	
	C その他排出区分		t	t	
	排出合計		*1 28,044 t	*2 27,203 t	-3.0 %
	目標設定の考え方		CO2排出量を1.0%/年以上削減とする。		
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	
	京都ビール工場	二酸化炭素換算(kg) 生産量(kl)	93.4	85.9	
		二酸化炭素換算			
		二酸化炭素換算			
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方		・炭酸ガス排出原単位(kg/kl)とは、ビール製造1klあたりの温室効果ガスの排出量を言う。 ・3年間で炭酸ガス排出原単位を8%低減の図る。		
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分		目標年度（計画）		
			取組量等	(二酸化炭素換算)	
	森林の保全及び整備		(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用		(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給		(光電量) kwh (削減量) t	(熱供給量) GJ (削減量) t	
	グリーン電力の購入		(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3	t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		基準年度（実績） *1 28,044 t	目標年度（計画） (*2)-(*3) 27,203 t	増減率（計画） -3 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都ビール工場は、地域、行政などと連携を図り、水源涵養林の保全・育成を目的としたサントリー「天然水の森」活動の一環として、京都ビール工場（京都府・長岡市）の水源にあたるエリアをはじめとして西山の水資源保全及び緑化資源の確保を積極的に推進している。				
特記事項	京都ビール工場での環境保全活動の取組みが社外にて評価され、平成20年度「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会）において、『内閣総理大臣賞』を受賞する。				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他の者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定プロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。